

令和5年新庁舎等建設特別委員会会議録

1. 招集年月日 令和5年4月27日
2. 招集の場所 御嵩町役場 第1委員会室
3. 開 会 令和5年4月27日 午後1時00分 委員長宣告
4. 協議・報告事項
 - (1)新庁舎等建設特別委員会の委員長最終報告について
 - (2)新庁舎等整備事業に係る関係者説明会について
 - (3)その他

議事日程

令和5年4月27日(木曜日) 午後1時00分 開議

- 1 委員長挨拶
 - 2 議長挨拶
 - 3 協議・報告事項
 - (1) 新庁舎等建設特別委員会の委員長最終報告について
 - (2) 新庁舎等整備事業に係る関係者説明会について
 - (3) その他
-

出席委員(10名)

委員長	安藤 信治	副委員長	大沢 まり子
委員	清水 亮太	委員	福井 俊雄
委員	奥村 悟	委員	伏屋 光幸
委員	安藤 雅子	委員	山田 儀雄
委員	岡本 隆子	委員	谷口 鈴男

その他出席した議員

議長 高山 由行

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	土谷 浩輝	議会事務局書記	井戸 芳枝
--------	-------	---------	-------

委員長（安藤信治君）

皆さん、こんにちは。

お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今、暖房入れるか入れないかっていう話も出たんですけど、私も実は灯油をまた買ってきましてストーブを入れ始めました。朝晩まだ寒い思いをしまして。かみさんと僕とだいぶ温度差が違っていて、私は寒くて、かみさんは元気よく暑いかなという、なかなか思うに任せられない暖房事情ですけど、今日は入れておいていただくとありがたいと思います。

ただいまの出席委員数は10名で定足数に達しておりますので、これより新庁舎等建設特別委員会を開催します。

まず最初に、議長挨拶をお願い致します。

議長（高山由行君）

あらためまして、こんにちは。議会報は午前中に会議がありまして私たちは出ましたけれども、午後からの出にくい時間にお集まりいただきましてありがとうございます。

新庁舎等建設特別委員会、ここに来て色々な議論が出来るといいなと思っていますし、最終報告どうするか、6月議会までに決めてしっかりと出すようにしていただきたいと思っています。よろしく申し上げます。以上です。

委員長（安藤信治君）

ありがとうございます。

協議事項等に入る前に、前特別委員会の委員長でありました高山議長から、前回の委員会の折にですね、ちょっと訂正していただく事案があるということで、ぜひ発言させてくれという依頼がありましたので、これを許したいと思います。

議長（高山由行君）

すみません、前回の最後で私言いました、伏屋委員の発言の中で、前回の新庁舎整備特別委員会においては、執行部が来て一緒になって会議をやったことはないと言われたので、私その時の特別委員会の委員長として調べていただきますということを言いました。それで事務局に調べていただきまして、平成29年10月6日、平成30年10月1日、その特別委員会には執行部が入って色々な説明を聞いて議会の中で議論をしておりますので、伏屋議員にはこの議事録を渡してありますので、その部分を委員会で訂正していただだけませんか。

委員長（安藤信治君）

伏屋委員いかがですか。前回の発言について訂正を求めておられますが。

委員（伏屋光幸君）

訂正していただいて結構です。

委員長（安藤信治君）

では、前回の執行部と一回も話し合いの場が無かったというような発言は無かったということでしょうか。

委員（伏屋光幸君）

はい。

委員長（安藤信治君）

分かりました。じゃあその部分だけ、議事録等削除するようお願いします。

それでは、新庁舎等建設特別委員会の委員長最終報告について、前回に引き続いて報告書作成のための意見等があるようでしたら発言していただきたいと思います。発言の際は挙手をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

いかがでしょうか。

委員（奥村悟君）

先般ですね、最終報告まとめるのに両論併記という声が上がりましたが、それをどのようにしていくかということなんですけれども、ご承知の通り7人と4人ということで推進と逆に反対と言っては申し訳ないですけどみえるわけですけど。そういったふうに両論併記するならば、委員長が考えるという話もあったんですが、やっぱりそれぞれの立場の中で意見を出し合っていて考えていくことが本当かなと思いますので、出来得れば私たち推進派7人で考えたこと、反対は4人で考えたことをそれぞれ出し合って作っていくということにした方がいいかなと思います。やっぱりそれぞれ意見が違いますので、委員長がどうのこうのと先般言われましたが、委員長が作るべきものじゃないですので、そういった方向で進めたらどうかと思いますがいかがでしょうか。

委員（岡本隆子さん）

先般の時、私も両論併記ということで発言しましたが、今、奥村委員が言われたように反対の理由、反対の意見ですね、そして賛成の意見それぞれを書いてもらってそれで最終報告とするということにしたらいと思います。

委員長（安藤信治君）

岡本委員がおっしゃるのは、奥村委員も含めてですけど、それぞれの立場で、簡単に言えば6対4、庁舎に対する考え方が違うのですが、それぞれで作って提出してそれをチェックするということになるんですね。それについてはお互いの言い分ですから、これは違うとかいうのは無しですけど、思うに任せて書いてもらうということ、そういうふうでよろしいですか。

実は私も先般の話し合いの中で両方の意見、少数、多数という言葉が正しいか分かりませんが、それも含めてですね、私の方で一応考えてみました。その前の前段の部分が出てくるんですね。経過とまとめという格好になるんですけど。それについては私の方で考えたものがあります。ですからそれについて、今日皆さんにお配りしてもよろしいですけど、それを配っていただいて、次回開催した時に最終案としてみんなを確認し合って最終的に議場報告するという形でよろしいでしょうか。今発言があったんですが。ちなみに奥村委員は多数派の方ですし、岡本委員は少数派の方ですので。他の委員の方はどうですかね、少数派、多数派ということで。お互いに意見書みたいなものを出し合うという、それを報告書に添付するというような格好でよろしいでしょうか。

委員（清水亮太君）

報告書としてそういうふうにとめるのはいいんですけど、それだと結局お互いの主張が一方通行同士ということで、あまり議論というのは深まる余地はないのかなという所をやはり思いますので、一回たたき台を作ったらと、もう一回お互いで喋り合って、なるべく深堀りした方がいいのかなと、混ぜ返して申し訳ないですが。それだと本当にただやって終わりとなるような気がして。皆さんどういうふう意見を持っておられるか分からないですけど、そういう作業が必要なんじゃないかなあとは思っています。

委員長（安藤信治君）

形式みたいなものは僕が作ったものを見てもらえれば分かると思うんですけど、内容については私の独断で作ったものですから分かりませんが。今ここで協議するとすれば、経過と最終まとめというのがありますので、みなさんにこれをお配りして読んでいただいて次回にまた検討すると。それから多数意見、少数意見の部分もありますので、この辺はどうしましょう。程度としては何字くらいになるのかな、400字くらいかな、一応まとめて。ただ、多数派の方については私何となく書けたんですけど、少数派に関しては多分かなりボリュームが出てきちゃうと思いますので、ですからその件については、私の案ですけど、令和4年8月29日に新庁舎の透明性に係る議員連盟4名の方が表明された、新庁舎移転の白紙撤回を求める声明というのがありました、覚えてみえると思いますけど。それにかかなり詳しく書いてあるから、詳細についてはそれでということで、それも少数意見として添付するというような言い回しにしてあるんですけど。どうですかね、これお配りしてもいいですけど。いかがでしょうかね、私の独断と偏見で作ったんですが。まあ、そんなものいらないということであれば。ただ、2つの意見についてはいいんですけど、経過と最終まとめについては今日配って皆さんにちょっと見ていただきたいというのが私の考え方ですが。いかがですが、私の作ったの全部見ていただくというのもいいし。いいですか。

[全部配って下さいという声あり]

委員長（安藤信治君）

そうしましたら、ここで休憩にしまして、私の作った報告書案を出させていただきたいと思
いますので、よろしくお願いします。

それでは、暫時休憩とします。

午後 1 時 15 分 休憩

午後 1 時 32 分 再開

委員長（安藤信治君）

休憩を解いて再開します。

ただいまお配りさせていただきました、提出案として私の方で勝手に作って出させていただきました。この中に見ていただきますように、経過、最終まとめという格好になっています。この特別委員会では、この経過にも書いてあるんですが、3項目ありますけど、これについて調査研究をするよう委託を受けて始まっておるのが実態であります。しかし、この下の方の7行目くらいにですね、「しかし令和3年12月を前後して前の特別委員会の議長報告…」これあの、スピード感を持ってというような文言があった報告書ですけど、それに全く反するような思いを訴えられる議員が出てきたということで、それ以降、1、2、3の付託を受けた点については調査研究が出来なかったというようなこと。それから12月以降、建設予定地の農地法手続が滞る中で、町執行部主催の地権者等関係者に対する説明会、意見交換会で特別委員会として参加したんですけど、全員の参加が望めず議会としての説明責任を果たせなかったと私は思ってますので、あわせてこれも補足するというような内容になっています。それから、コロナ禍であって住民懇談会もやれると良かったんですけど、そういったことが一切出来なかったということが本当に残念でありました。そこ以下ちょっと読ませていただきますけど、「その間、建設予定地の農振除外申請、それに続く農地転用許可申請に思いもよらない時間を要し、令和3年12月の第4回定例会に提出された新庁舎等建設用地購入費1億9千万円を含む一般会計補正予算（第7号）すべてに反対する議員が現れました。これを境に新庁舎等の21号バイパスエリアへの新築移転、防災対策としての造成工事費を含む約78億円総事業費、中保育園等の公共施設の建設予定地への集約化等について種々の異論が出始め、議員間において特別

委員会設置目的や議長報告の意義に対する見解、考え方に齟齬が生じてきたことから、建設推進委向けの協議、議論へと発展させることができませんでした。結果、本特別委員会に付託されていた調査研究3項目については、深く探求されず統一した成果を導き出すことができませんでした。本最終報告書は、本特別委員会内での意思、見解等に齟齬等が生じている実態、実情を後に残すため「まあ、お互いの言い分、多数意見、少数意見という表現がいいかどうか私も分かりませんが、別紙1の多数意見6名、別紙2の少数意見4名を本報告書に添付することと致しましたので、ご理解いただくようお願いしますというような締めくくりとしています。それから「最後になりますが、平成28年9月以降の新庁舎整備に関する議長報告は、御嵩町議会意思等を決定していたものと認識していますこの意思決定等を、今後、議員一人ひとりがどのように位置づけ、建設に向けてどのような姿勢で取り組んでいくべきか」、仮に次期議会で特別委員会を設置するということになれば、その取扱いとかそういったものをはっきり決めておいて特別委員会をやらないと、何のために特別委員会を設置するという意義がなくなってしまうと思いますので、そういったことも含めて次の議会で徹底的に議論するということを申し添えて本特別委員会の議長報告とさせていただきますということでまとめてあります。これは皆さんの意見を聞きながら、事実に基づいたことが多いんですけど、もし異論とかこれおかしいということがあったら、この場でお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

委員（奥村悟君）

これ委員長が事細かく作られたということなんですけれど、本当に的確に捉えて作っていたらいいんですけど。前段の部分と最終的な2ページまでは事実の通りでいいわけなんですけれど、多数意見と少数意見については先ほど私が言いましたように、本来なら白紙の中でそれぞれが、6名が4名が考えるべきじゃないかなと私は思っていました。参考にしてこれに肉付けとなるか分かりませんが、やっぱりそれぞれの個々の議員さんの意見を本当に言っていたら、まあこれは案なんですけど。こういう意見があった、ああいう意見があった、それぞれ言い合ってそれを盛り込まないと、ただこれを踏襲しただけでは何も意味が無いと思いますし、例えば前回の高山委員長から最終報告いただいて、次の安藤信治委員長に流された、先ほども触れました1、2、3の3つの項目、新庁舎を拠点としたまちづくり及び行政機関に関すること、新庁舎の建設スケジュールに関すること、新庁舎建設に関する情報発信に関すること、このことについて、調査研究を行って最終をまとめるということになってたわけですね。このことがそれぞれ1、2、3について、それぞれ多数意見にも少数意見にも盛り込まれていますか。ただそれぞれの意見を列記されているだけであって、これは執行部の云々のことについて異論とか賛成とか反対の中で言っていることであって、我々に課されていた特別委員会に課せられた3点についてきちんとやったことを明確にここに捉えないと、それぞれの多数意見の方、

少数意見の方が捉えないと委員会でやってきたことが反映されないんじゃないですかね。そこから辺を疑問視するわけですけども、どうなのでしょう。

委員長（安藤信治君）

私の答えることじゃなく皆さんが考えることかもしれないですけど、私個人的には1、2、3については、はっきり言って何も出来なかったというのが実感です。当初の頃は議場のレイアウトとか、馬蹄形がいいとかそんな話も色々出て結局それも結論が至る前に事業そのものを、これは建設事業を進めていくための委員会だったんですけど、結果的に大本になる考え方がばらばらになっちゃったから。はっきり言ってスケジュールなんかはほとんど不可能です。そういったことについても情報発信それから行政機能、色々出てくるんですけど、そこまで研究も議論も出来なかったというのが実態ですので、まとめとしては何も出来なかったという報告になっているんです。結果を報告するのが報告書だと思っていますので、そういうことまで書けていう話なら箇条書きみたいな形で付け加える方法もありますけれど、成果としては何もなかった。私はそう思っています。文面もそういう方向で考えてみたんですが。

委員（奥村悟君）

最終まとめの中段に書いてありますね、調査研究3項目については深く探求されず統一した成果を導き出すことが出来ませんでしたと書いてあるわけですけども。それぞれの議員さんの意見で6名、4名という特別委員会のメンバーがそれぞれ3点についてどう思っていたのか、それは特別委員会に課せられた、私たちメンバーですから、それぞれの意見があると思うんですけど。それを置いて多数意見、少数意見に特化するんじゃなくて特別委員会の使命が成果を導き出す、これは分かるんですよ、ここで分かるんですけども、本当にどういう考えであったのかそこら辺の議論を尽くさないと、この委員会がどうであったかというのが明らかに出来ないんじゃないですかね。

委員長（安藤信治君）

あくまでも、あそこで庁舎を造っていくんだということが根本になってくる。だからそれに対する3項目というのは、もう議論の余地が無くなってしまった、最後に。根本的にあそこが駄目だとかそういう人が出てきちゃった時に恐らくまとまらないですね。もうやること事体ナセンスに私は感じていて。だから特別委員会を開催しても決めることは無いということも言っていたんですけど事実その通りで。奥村委員のおっしゃることは分かるんですけども、本当に前半は無駄な時間を費やしたなというのが私の実感です。

これ今、奥村委員が言われたように、1と2についてはまだこの場で直す所がありますし、ぜひこういうことも文言に盛り込むべきだということもありますけれど。前回から言いたいことを言い合いましょうということでやってたんですけど、議事録で残る形になりますので、詳

細な発言については結果として残っていくということになりますので、この文面に無くてもそういう記録は残っていくと私は思っています。

じゃあ、この1ページ、2ページについては、もし意見があるようでしたら次回までに申し添えてほしいです。出来れば文書表現の例を提示してですね、こういうふうに直した方がいいというやり方をしていただくと、非常にありがたいと思います。

委員（谷口鈴男君）

1ページの下から4行目、「建設予定地の農地法手続が滞る中、町執行部主催の地権者等の関係者に対する説明会、意見交換会へ特別委員会として参加しましたが、全員参加（4名欠席）で望めず議会としての説明責任を果たせなかったことも併せて報告させていただきます」、このくだりですけど、これ特別委員会と関係ないです。特別委員会の検証内容と全く関係ないことであって、議会に説明責任があるわけでもありません。したがってこのくだりだけは削除していただきたい。それ以外は別に非常に委員長よくまとめられておると思います。

委員長（安藤信治君）

当時の経過の中では、我々が主催して地権者の説明会に行ったとか関係者の説明会に行ったということはありませんでした。ただ、受ける側の方から来てほしいということで、特別委員会で協議して特別委員会で参加しようということになったわけですけど。これについても当時を思い出していただければいいんですけど、実質4名の方が特別委員会として我々に行ったんですけど欠席されて、本当に地権者の方や関係者の方はまさに4名の方の話を聞きに来たいと事前にお聞きしましたので、そういった格好で特別委員会として行きましようかと決めまして参加したんです。このくだりが関係ないと言われるのは解せませんが。当然の結果と事実を書いているだけで別に憶測で書いてあるわけではないし。削ってほしいというのであれば私が元を作った人間ですけど、ここはちょっと譲れないかなという思いがありますが、皆さんいかがでしょうかね。

委員（岡本隆子さん）

私も谷口委員と同じ意見です。欠席したことで説明責任を果たせなかったとは考えていません。これは執行部が説明すべきことでありますので、ここは削除を私も求めます。

委員長（安藤信治君）

他どうですか。

委員（奥村悟君）

今岡本委員が説明責任を果たされたと言われましたが、じゃあどこかで説明責任を果たされたということよろしいでしょうか。

委員（岡本隆子さん）

はい、私たちのやり方で説明責任を果たしました。

委員（清水亮太君）

それは地権者の方や関係者の方に説明をされたという意味で捉えてよろしいでしょうか。

委員（岡本隆子さん）

その中には地権者も含まれていたかもしれませんが、地権者を特定して説明責任を果たしたとは言っていない。

委員長（安藤信治君）

当時は我々も出て行っても地権者等が求める説明は出来ませんでしたというのがありますし、当時どうしてそういうことになっちゃったのかさっぱり分かりませんし、弁護士を介して出ないとか何とかという話に発展しちゃいますけども。そういったことについてこの場じゃなくても改めて説明しなければならないと思いますし。地権者に岡本委員が要請された時に行っていないというのが私は説明責任を果たしていないということだと思いますけど、その辺どうですか。その中に地権者もおられたかもしれないなんてことで説明責任を果たしたのでしょうか。

委員（岡本隆子さん）

その要請自体がいかにこれが反対する議員を吊るし上げのような場であったと思います。それで私たちはそこに出て行ったら私たちが今後活動していくことも出来なくなるんじゃないかということで欠席したわけですので、ということです。

委員長（安藤信治君）

他どうですか、今、岡本委員から吊るし上げというような言葉が出てきたんですけども。

委員（岡本隆子さん）

それは義務ではなくて、それぞれの意思で決めたことだと思います。

委員（清水亮太君）

確かに説明責任は義務じゃない、意思だというなら、説明責任を果たさなかったというのは岡本委員の意思ということに聞こえちゃうけど、それは言葉は訂正しなくて大丈夫ですか。

委員（岡本隆子さん）

ですからさっきから言ってるように、私たちのやり方で説明責任を果たしました。ということです。

委員（奥村悟君）

岡本委員が今吊るし上げって言われましたよね、これ、誰が吊るし上げって言っているんですか。自分たちでそう思っているだけじゃないですかね。本来自分の責任として出て行って説明するのが当たり前じゃないですか。私もね、色んな所呼ばれて出て行って吊るし上げくったことあるんです。岡本委員よく知ってます。私吊るし上げくったんですよ。岡本委員も同席し

てました。そういうこともあります。私は議論してその場で行こうと思ったら吊るし上げだったんです。それならば自分として正当な話、こういうふうだからと説明すればいいんじゃないですか。吊るし上げなんて言っているのは自分が思っているだけであって、自分が逃げてるんじゃないですかね。私はそう思います。ですから議員として議会人としての立場なら、そういう所へ行って正々堂々と説明するべきじゃないですかね。それでもしいろんな議論言われれば反対討論をきちんとすればいいですし、自分の考え方をそこで議論すればいいんじゃないですか、私そう思うんですけど。逃げてるとしか思えないんですが、いかがでしょうか。

委員（岡本隆子さん）

逃げてません。

本論と違いますよね。

委員長（安藤信治君）

本論と違うと言うけれど、谷口委員がおっしゃった下の4行、説明責任を果たせなかったことも事実ですので、私の感覚としてはこういう表現にさせていただきました。何か不都合があるんですかね。事実ですよ。説明責任を果たしているとは到底私は思いません。

副委員長（大沢まり子さん）

あの場所を決めさせていただいたのは議会だということで、全会一致で決めましたという報告もさせていただいている中で進めてこられた町の整備事業ですけれども、それが反故になったと言いますか変わってしまったということから説明責任というものはあるんじゃないですか。その説明責任というのは反対されたことは別にいいと思うんですけど、きちっと説明をされれば。よその例えですけれど、全然関係ないと言えただけのことですけれど、自分の意思を変えられたある方がみえまして、その方は本当に自分の意思をこれこれこういうふうですという説明を、よその市ですけど説明責任を会見も開いて色んな集会でも説明をしながら皆さんに納得していただきたいという思いで一生懸命他党の方ですけど話をされていましたが、少し前にね。それぐらい自分の意思をしっかりとあなたにでも説明されるのが説明責任じゃないかと思います。これは特別委員会として皆さんに出席要請をさせていただいているのであれば事実ですので、何もこれを削る必要はないと思います。

委員（奥村悟君）

この地権者の説明会の時に、私記憶しているんですけど、そこに数十名、全員じゃなかったですけど地権者の方がみえていました。色んな話を聞きました。その時にある一人の地権者が、何で4人の方出て来ていないのという話をされまして、私たちは今回議会の方で色んな特別委員会、会議でこの土地に決めたことをよく知っている、議事録でも知っているし、行政懇談会でも聞いている、そういった中で何故反対の意見の方があって、私たち全体の中で個人個

人じゃなくて皆さんが全員いる中で本当に正当に説明してほしいという声を聞きました。そういうことを言われたならば、全員とはいきませんが20名くらいの皆さまが揃っている場の中で率直に何故かっていうのを言ってほしかったんですね。本当に自分がそう思っているならば、南の土地では駄目だと、色んな事があるから駄目だということを書いてほしかった。個々に言えば、個人個人に伝えれば、それが話が膨らんで変な方向に進むんじゃないですか。全体の中で言えばそれが皆さん一堂に同じ言葉で伝わるんだけど、個々に話をすれば飛躍して話が膨らんでいってしまう。この人にはこういう話をしたけれど、この人には反対をした、私の意見を言ったということになっちゃうんで、やっぱり全体で集まっている中で意見を交わさないと答えを出さないといけないんじゃないですかね。個々に話をしたってそれは説明をしたということにはならないと思うんですけど、どうなんでしょうか。

委員（清水亮太君）

同じ個所なんですけれど、執行部主催っていう主催という所が若干気がかりで。一緒にやったのは確かなんですけれど。あくまで共同って言ったらおかしいですけど、そういうニュアンスで私は参加したつもりだったので、その表現をちょっと、ごめんなさい、手を挙げておきながら思い浮かばないんですけど、ちょっとニュアンスを考えさせて下さい。

委員（奥村悟君）

これ執行部の提案があったんですけど、本来なら合同っていうかね、議会と執行部でということでもありかなと思ったんです。それから例えば議会だけで説明するとかね、そういうことも出来たんですけど。これ執行部が説明会をやるということであったんで議会も同席して説明しようということだったと思うんですけど。清水委員が言われたように、ここら辺の書き方、主催っていうのがちょっと引っかかるわけですけども。一緒になって説明したということの方がいいかなと私は思いますね。

委員長（安藤信治君）

他いかがですか。

一つ私の方からお聞きしたいことが、先ほどから触れておるんですけども、多数意見、少数意見という表現でよろしいですか。多数少数、6対4そんなに少ないわけではないけれども。この表現についてはよろしいですか。それともう一つ、下の方に星書きで書いてあるんですけど、多数意見6名は大沢委員以下6名となっていて、少数意見4名は谷口委員以下4名となっています。こういう表現をぜひ使って私は別紙を提出したいと考えていますが、その点についてはどうですか。

副委員長（大沢まり子さん）

4名の方の意見は白紙撤回を求める声明文を抜粋して委員長が作られているのですが、これ

はそれでよろしいんですか。他のことを付けたいとか。

委員（岡本隆子さん）

これまだ相談したわけじゃないですけども、この4名の意見ですけど白紙撤回の方から抜粋していただいたということなんですが、色々ちょっとニュアンスが違う点もあるので、ここについては文章を作り直させていただきたいです、こちらで。名前とかについては別にこれでいいです、と私は思います。

副委員長（大沢まり子さん）

私もそういうふうに見ましたし、そうすると下にある白紙撤回の声明文もいらなくなると思いますので、4名の方の意見をまとめたものを載せた方がいいと思います。

委員長（安藤信治君）

詳細についてはいかがですか、下の2行。代わりにもうちょっと的を射たような表現。

副委員長（大沢まり子さん）

要はこの内容が声明文から抜き出したものなので、今岡本委員が言われたように自分たちで作ったものをもらって、この声明文から抜き出したものじゃなくてということは今も言われたので、そういう意見でいいかなと思います。

委員長（安藤信治君）

私が書いた別紙2はとても声明文が全部カバー出来るような内容になっていないんですけど、そういうことも含めてですね、4名で相談されて出されるということなら出されて結構です。逆に6名の多数派の方ももしこれじゃ足らんという話があれば多少変えるとかしていただきたいと思います。

それからもう一つ、今から言っておきますけれど、議長報告私がさせていただくことになると思うんですけど、この経過と最終まとめはある程度磨いて説明したいと思いますが、別紙1、2については参考にして下さいというようなことで私の説明を終わりたいと思います。その辺だけ今から言っておきます。あんまり長々とならないように、簡潔明瞭に出していただくということをお願いします。

そうしたら、この最終報告については一応議論もしていただきましたし、形式とかも決めていただきましたので、別紙1、2については各委員で相談していただいて適切な表現が出来るような方法を考えていただきたい。出来れば文面的な同じような長さのね、片っぱだけとんでもなく長いとか、そういうふうにならないように配慮願いたいと思います。

別紙1、2の提出期限なんですが、どうですかね今度の本会議の前にもう1回委員会をやらないと、まとめるために、2、3日前か。

次回の開催日どうしましょう。それを決めておいて提出期限を決める。

暫時休憩とします。

午後 2 時 9 分 休憩

午後 2 時 16 分 再開

委員長（安藤信治君）

休憩を解いて再開します。

次回の新庁舎等建設特別委員会は5月12日 金曜日 1時30分から開催しますのでよろしくをお願いします。その時に協議させていただきます最終報告書の経過まとめについて、ここをこういうふうに直してほしいという所がありましたら、訂正内容も含めてですね提出いただきたいと。それから1、2の意見書についても少数派意見の方でまとめていただいて、5月8日までに提出願いたいと思います。大変スケジュール混んでおりますので、このように決めさせていただきます。よろしいですか。くれぐれも言っておきますけれど、なるべく簡潔明瞭にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

他によろしかったですか。

そうしましたら、(1)の新庁舎等建設特別委員会の委員長最終報告については協議を終わらせていただきます。

続きまして、新庁舎等整備事業に係る関係者説明会というのが、案内通知、御総庁第2号、令和5年4月25日付でやるそうです。この際ですね、議長が聞いてきたと思いますが、地権者や関係者の方から議会も同席してほしいような要請があったので、特別委員会で協議しまして出席等について検討したいと思います。

議長の方から内容について説明をお願いします。

議長（高山由行君）

すみません、今の話、新庁舎等整備事業に係る関係者説明会について別紙1枚ありますが、25日に私の方に町長名で出席の依頼がございました。先ほどの谷口議員の意見等々もありますが、ここの場で協議をしていただいてどうするか諮っていただきたいと思います。もう日にも決まって、5月14日の午後2時から役場北庁舎の3階大会議室で地権者と杉山第三学園の関係者との新庁舎等整備事業に係る現状の報告ということで、今現状どのような状態にあるとか、農業委員会のやり取りの報告とかということの説明したいという執行部の要請でしたので、それは地権者及び杉山第三学園の要請でもあり、議員さんも全員参加でお願いしますということでしたので、私もみんなに諮って出席出来る人は出席しますという答えをしておきまし

た。これが任意か義務か何とかなと言われる議論もこの場でしていただきたいと思っています。
以上です。よろしくお願いします。

委員（奥村悟君）

執行部から町長名で議長宛てで来てるわけですけども、全議員にご出席をいただきますよ
ということですけども、先議長触れられたか分かりませんが、これ地権者の方や杉山第三学
園の方から要請があったということで理解していいですか。

議長（高山由行君）

そういうことだと聞いています。

委員長（安藤信治君）

この文書の中に全議員に出席をお願いしますということで依頼が来ておるんですけど、この
点よろしいですか。

委員（谷口鈴男君）

これはね、町が県に対して農転の許可申請に対して取下げを行ったということは、事実上事
業が一時ストップ、そういう事態を執行部が説明するというので、議会がどうの、これ一切
関係ありません。だから敢えて委員会で決めて参加するとかしないとか、これはやる必要あり
ません。出たい方は出てもらって結構です。別に歯止めする必要は全くありませんので、自主
的な判断で出ていただくということは、それはそれで結構だと思います。それだけです。

委員長（安藤信治君）

まあ少なくともここで出欠席を決めるというものじゃありませんので、諮る話ではないのか
もしれませんが、あくまでもやっぱり地権者の方から出席を求められているという状況にあ
るということから執行部もそういう要請をしてきたと思いますので、その辺も十分認識した上
で判断していただければ結構だと思います。

まあ、行った者が代わりに答えるわけにはいきませんし、本当は全員行って、もし答えられ
ることは自分の口で自分の言葉で、そっちの方が私は議員の責務だと思っていますから、そう
いった事態にならないことを祈ってますけど。この件については谷口委員がおっしゃる通りそ
ういうものと考えられるのならばそうされても結構ですし、出られるというならそれで構わな
いと思います。

この件については、5月14日 午後2時から 役場北庁舎大会議室で開催されますので、
議員として新庁舎等建設特別委員会の委員として参加されるようお願いしたいと思います。

委員（安藤雅子さん）

この説明会のことなんですけれども、地権者や杉山第三学園の方から要請があって議員にも
参加してほしいと、そういう旨の要請があったというふうにお聞きしました。確かに谷口委

員のおっしゃる通り、農転の取下げに関しての説明を求められるものだと思いますが、なぜそこに議員の出席を地権者や杉山第三学園が求められるかという、実を言うと、この報告書でも問題になった地権者等関係者への説明会に出席されなかった議員がいるということで、地権者の方たちは納得できない部分があって聞きたいことがあって、ぜひ議員出て来てくれよと、そういう思いで出席をお願いしますという要請を出されたんだと思います。この会への出席の義務とか強制とかそういうものはあるものだと思いますけれども、議員として有権者や住民の方にきちんと理解をしていただく、自分たちがどういう考えでどういう思いでどういう意見を持っているのかということを中心に伝えていただくという場は私は必要なかなと思います。出来れば全員で出席出来ると嬉しいなと考えます。

委員長（安藤信治君）

他よろしいですか。

委員（奥村悟君）

私いつも気になってるんですけども、議会基本条例作られたんですね、私たち3人が議員になる前に皆さま方大いに議論されて夜までかかって作られたということなんですけれども、その第7条見てくださいよ。第7条に、「議会は議会の活動に関する情報公開を行うとともに、町民に対する説明責任を十分果たさなければならない」とうたってありますね。それと第3項には、「議会は、町民、町民団体等との意見交換会の場を設けるとともに、町民の声を積極的に聴取するよう努めなければならない」ということで、基本条例にうたってありますね。これがなされているかと私疑問なんです。私は基本条例を作るのに携わっていないわけですから、その時の皆さんの意見がどうだったのか分かりませんが、この基本条例、御嵩町議会の憲法なんです。これがあること自体が大切なことだと思います。日本国憲法ってあるでしょ、憲法違反とか色んなことが国会でも議論されているんですけども、そういうことを抜きにして進めるっていうのはいかなものかと私は思うんですね。先般皆さま方から出していただいた議長まとめられた中にですね、町民に対する説明責任が出来なかったと、そういったことも書いてあります。住民懇談会も出来ていないわけですから、やれてなかったこともあるんですが、やっぱりそういうことは基本条例に則ってやるのが本当に私たち議員に課せられた責務じゃありませんか。そういうことをきちんとやっていただきたいなと私は思いますけどどうでしょうか。

委員長（安藤信治君）

内容がそぐわないね。

関係者説明会についてはよろしいですか。

議長（高山由行君）

この説明会は谷口委員が言うように義務があるとか無いとかいうことは別にしてですね、説明責任が何ぞやという話も別にして、私は渡邊町長名で正式に議長に出席要請があったということを皆さんにお伝えして、議長として皆さんに出てほしいということだけは伝えておきます。それは是非は別として。以上です。

委員長（安藤信治君）

よろしいですか。他よろしかったですね。

そうしましたら、新庁舎等整備事業に係る関係者説明会について、協議を終わりたいと思います。

(3) その他 事務局何かありますか。

委員（福井俊雄君）

あの、皆さん長らくお世話になりましたけれども、新聞等で報告のとおり、私6月

委員長（安藤信治君）

ちょっと待ってください、まだ閉めてませんので。特別委員会に関係ないから。

委員（福井俊雄君）

ごめんね。

委員長（安藤信治君）

その他はいいですか。

そうしましたら、協議報告事項が終わりましたので、これにて、第11回新庁舎等建設特別委員会を終えさせていただきます。ありがとうございました。

午後2時30分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会議録署名者

新庁舎等建設特別委員長